

検死調査 — 死因審問で予想されること

クイーンズランド州検死裁判所 (Coroners Court of Queensland: CCQ) では報告義務のある死亡事例 (reportable death) について独自の調査を行っています。

大切な方を亡くされた皆様に謹んでお悔やみ申し上げます。

このファクトシートには死因審問についての基本的な情報が載っています。さらに詳しい情報は、こちらをご覧ください。

https://www.coronerscourt.qld.gov.au/_data/assets/pdf_file/0009/749412/Coronial-investigation-guide-for-families-and-friends.pdf

死因審問とは

死因審問とは検死官による法廷審問で、死亡事例、または一連の死亡事例の死因や状況に関して**情報を集める方法の一つ**です。

死因審問は裁判ではありません。陪審員が立ち会ったり、罪状や責任に対する質問に焦点を当てたりすることはありません。

検死官は死因審問を通じて、事実確認をしたり、将来似たような死亡事例が起きないようにするための勧告をしたりします。

死因審問で起こること

死因審問はその複雑さが多岐にわたります。一般的に、亡くなった人の死亡時の状況の情報を持つと思われる人たちから検死官が証拠の聴取をします。情報を提供する人としては、警察官、親族、医師や科学者などの専門職員、目撃者や一般の人々などがあげられます。法廷にいる人の例は、最後のページをご覧ください。

証拠の聴取が終わると、検死官は死因審問を休廷し調査結果を作成します。休廷期間の長さは様々ですが、複雑な事例の場合は何か月かに渡ることもあります。

死因審問はよく行われますか？

ほとんどの検死調査では死因審問は必要ありません。大抵の場合、死因審問を行わずに検死官が調査結果を作成します。以下の場合には死因審問を行います。

- 死者が拘留中だった場合

- 死者が警察の捜査に関わっていた場合(ただし、検死官が死因審問の必要なしとする場合は除く)
- 死者が介護を受けていて、その介護に関する問題が特定された場合

さらに、死因審問が公共の利益となると検死官が確信する場合は審問を行うことがあります。例えば、公衆衛生や公共の安全に影響を及ぼす制度上の欠陥を調べるため、または死因や死亡の状況に関して疑惑が深刻である場合は検死官が死因審問を行う決定をすることがあります。また、司法長官が死因審問を行うよう指示を出すこともあります。

死因審問の要求は誰でもできますか？

はい。死因審問を行うことが公共の利益になる理由を記載し、検死官宛ての書面によって誰でもこれを要求することができます。通常、検死官は要求から 6 カ月以内に(その理由とともに)決定を下します。検死官が決定を下すまでの期間を延長するために要求者に連絡を取ることもあります。

死因審問の要求を検死官が却下した場合は、州検死官に審問要求の申し込みをすることができます。死因審問を行うことを州検死官が拒否した場合は、地方裁判所に申請することができます。

死因審問の日程はどのようにしてわかりますか？

死因審問が行われる場合は亡くなった人の親族で指名された方に連絡が行きます。死因審問手続きの一览は CCQ のウェブサイトからご覧いただけます。

<https://www.coronerscourt.qld.gov.au/findings-upcoming-inquests/inquest-proceedings-list>

死因審問は誰が傍聴できますか？

ほとんどの場合、死因審問は公共の利益と考えられるため一般公開されます。稀に、検死官が死因審問の過程の一部、または全部から特定の個人の傍聴や一般公開を除外することがあります。また、聴取した証拠、証人や亡くなった人の名前の公表を検死官が禁止する場合があります。

亡くなった人の親族や友人は死因審問を傍聴することができます。しかしながら、事実の追求が死因審問の目的のため、傍聴が苦痛となることがあることを覚えておくことが重要となります。このような困難な時期のために、カウンセリングや支援サービスをご利用いただけます。支援サービスは本ファクトシートの最後に記載されています。

死因審問では、証人の供述の聴聞、音声ファイルの聴取や動画ファイルの視聴などが行われます。また、複雑な法的議論や証拠に関する詳細な検討などが行われることもあります。

検死官は常に死因審問が敬意を持って進行されるよう努めています。審問中、情報について親族の方からは非道で「無遠慮」と思われるような議論がされる場合があることは避けられません。

親族は法定代理人を手配する必要がありますか？

関心が十分にあれば（親族を含む）どなたでも検死官に審問の傍聴を申請することができます。審問の傍聴を許可された人は、質問をしたり提案書を作成したりをすることができます。誰でも自分自身、また、法定代理人として行動することができます。

検死官を補佐する弁護士は独立した人物で、関連する情報が全て検死官に確実に提出されるようにします。補佐弁護士は、親族の代理は務めません。しかし、手続き、また審問の際に調査される問題について簡単な説明をすることができます。親族が出廷しない場合、また代表として出廷することを拒否した場合、補佐弁護士は親族の代理として関連する質問をすることができます。

法的な支援

法的な助言を希望される場合は、下記のサービスにお問い合わせください。または、ご自身が選択した法律事務所に連絡していただくこともできます。

Legal Aid Queensland (クイーンズランド州法律扶助)

法的な助言に関する情報や紹介、また無料の法律扶助を受ける資格があるかについての助言はこちらにお問い合わせください。

電話: 1300 65 11 88

ウェブサイト: www.legalaid.qld.gov.au

Queensland Law Society (クイーンズランド州法律協会)

死因審問や検死に関する法律を専門とするお近くの法律事務所名については、以下からお問い合わせください。

電話: 1300 367 757

ウェブサイト: www.qls.com.au

Queensland Coronial Legal Service (クイーンズランド州検死法的サービス)

検死手続きや関連する問題のあらゆる側面から、ご遺族の皆様に無料の法的助言を提供しています。

電話: (07) 3214 6333

ウェブサイト: <https://caxton.org.au/how-we-can-help/queensland-coronial-legal-service/>

Community Legal Centres Queensland (クイーンズランド州コミュニティー法律支援センター)

お近くのコミュニティー法律支援センターはこちらからご覧ください。

電話: (07) 3392 0092

ウェブサイト: www.communitylegalqld.org.au/

Aboriginal and Torres Strait Islander Legal Service (アボリジニ・トレス海峡諸島民向け法的サービス)

クイーンズランド州在住のアボリジニ・トレス海峡諸島民向けの文化に配慮した法的サービスについては、以下からお問い合わせください。

電話: 1800 012 255 (無料通話)

Eメール: coronial@atsils.org.au

ウェブサイト: <https://atsils.org.au/>

証人が必要となりますか？

警察官が死亡に関する供述書を求める場合があります。

検察官がその供述書を読んだ後に、供述者が証拠をさらに提出するために死因審問に出廷する必要があると決定する場合があります。証拠提出の必要がある方には、事前に通知が行きます。何をすればいいかが不明な場合は検死官事務所にご連絡ください。また、法的な助言が必要な場合もあります。

死因審問はどのくらいかかりますか？

審問の長さは事例の複雑さ、証人の数、また、出廷許可を得た人の数によって変わってきます。必要とする時間の長さは、大抵の場合審問前の会議で推定されます。

審問前会議とは？

審問前会議は検死官が死因審問をするかどうか決定した後に通常行われます。通常、この会議では補佐弁護士が死亡事例の簡単な概観を提示し、審問の際

に考察が求められる課題と審問に召喚する証人についての概要を述べます。また、補佐弁護士は死因審問の日程と場所を提案します。補佐弁護士が提示した内容への返答として、親族やその他の人が提案書を作成する場合があります。検死官は証拠を提示する証人の選出とともに、審問の際に調査する事柄を決定します。また、検死官はいつ、どこで審問が聴取されるのか決定します。

検死官の調査結果

検死官は死亡者の身元、死亡時刻、場所、またどのようにして起こったのか、また死因についての調査結果を書面にて提出する必要があります。検死官はこの調査結果を「公開」法廷か、「議場」かのどちらかで報告するか決定します。

検死官の調査結果(また、該当する場合は勧告書)は他の法廷や裁判所で証拠として使用することはできません。しかしながら、検死官は検討や可能な行動のために公訴局長や懲戒機関へ内容を参照することができます。

調査結果は親族内の指定された方に提供されます。また、CCQ のウェブサイトで公開しなくてはなりません。

<https://www.coronerscourt.qld.gov.au/findings-upcoming-inquests/search-findings>

勧告書が作成された場合は、調査結果は関連する行政機関にも送付されます。

文化の相違への配慮

私たちは文化に配慮した適切な慣行の促進と従事に専心しています。親族の方々のニーズが確実に考慮されるよう、調査の初期段階から、文化・親族関係に対する懸念はどんなものでも共有していただくよう呼びかけています。

私たちは、親族の方々にとって、文化的に安全で敬意を払った方法で情報提供するように努めています。

翻訳された情報

文化的、言語的に多様な背景をお持ちの方には、通訳のサービスを手配し、検死手続きがより利用しやすいように、また分かりやすくなるようにしています。

また、Translation and Interpreting Services (翻訳・通訳サービス: TIS 131450) に電話をして、通訳を頼んで 1300 304 605 まで電話をしていただくこともできます。

詳細

Practice Directions (実践上の指針)は裁判所の司法官が発行した手続きに関するガイドラインです。

Practice Direction about Family Statements (親族の調査結果における実践上の指針)はこちらからご覧いただけます。

https://www.coronerscourt.qld.gov.au/_data/assets/pdf_file/0007/797740/2024.02-family-statements.pdf

Procedures for Pre-Inquest Conferences and Inquests (審問前会議の実践)はこちらからご覧いただけます。

https://www.coronerscourt.qld.gov.au/_data/assets/pdf_file/0012/797736/2024.01-procedures-for-pre-inquest-conferences-and-inquests.pdf

お問い合わせ先と支援サービス

Coroners Court of Queensland (クイーンズランド州検死裁判所)

GPO Box 1649 Brisbane QLD 4001

電話: (07) 3738 7050 (ブリスベン内の登録所本部)

ブリスベン市外にお住まいの方: 1300 304 605 (市内通話料金)

E メール: CoronersCourt@justice.qld.gov.au

ウェブサイト: www.coronerscourt.qld.gov.au

Queensland Police Coronial Support Unit (CSU) (クイーンズランド州警察検死支援部門)

私たちの大半の登録所と共同設置されており、CSU は検死手続きの調整と法医病理医や遺体安置所の職員との連絡を担当しています。

電話: (07) 3292 5901

E メール: QPSOfficeStateCoroner@police.qld.gov.au

Forensic Pathology and Coronial Service (法医病理学・検死サービス)

電話: 1800 000 377 (無料通話)

E メール: Forensics@health.qld.gov.au

Coronial Family Service (検死家族サービス)

電話: (07) 3096 2794

1800 449 171 (無料通話)

Eメール: FSS.Counsellors@health.qld.gov.au

Registry of Births Deaths and Marriages (出生・死亡・婚姻登録局)

PO Box 15188 City East QLD 4002
電話: 13 74 68

Eメール: bdm-mail@justice.qld.gov.au
ウェブサイト: www.qld.gov.au/rbdm

Victim Assist Queensland (クイーンズランド州被害者支援)

犯罪の被害者への情報や助言・支援サービス、資金援助を提供しています。

電話: 1300 546 587
ウェブサイト: <https://www.qld.gov.au/law/crime-and-police/victim-assist-queensland>

Office of the Health Ombudsman (保健オンブズマン事務局)

クイーンズランド州の医療サービスや医療提供者に関する苦情や懸念を受け付ける機関です。

電話: 133 646
ウェブサイト: www.oho.qld.gov.au

Consultative Committee for work-related fatalities and serious incidents (労働災害・重大事故協議委員会)

労働災害により負傷した従業員や影響を受けた家族向けの情報と支援を提供しています。

電話: 0417 910 130
Eメール: OHSConsultativeCommittee@oir.qld.gov.au
ウェブサイト: www.worksafe.qld.gov.au/about-us/consultative-committee

Queensland Homicide Victim Support Group (クイーンズランド州殺人事件被害者支援グループ)

年中無休 24 時間対応の殺人事件による被害者向けの支援や擁護、情報を提供しています。

電話: 1800 774 744
ウェブサイト: www.qhvsq.org.au/

Compassionate Friends Queensland (クイーンズランド州コンパッションネート・フレンド)

お子さんを亡くしたご家族の皆様向けに交友や、喪失感(グリーフ)に対する教育を提案しています。

電話: 1300 064 068
Eメール: admin@tcfqld.org.au
ウェブサイト: <https://tcfa.org.au/qld/>

Survivors of Suicide Bereavement Support Association (SOSBSA) (自殺者のご遺族向け支援団体)

自殺者のご遺族や自殺の危険にさらされている方に支援を提供しています。

電話: 1300 659 467
ウェブサイト: www.sosbsa.org.au

Standby - Support After Suicide (スタンバイ-自殺発生後の支援)

自殺者のご遺族や自殺による影響を受けている方に支援を提供しています。

電話: 1300 727 247
聴覚障害者または難聴者向け: SMS 0428 842 041 (年中無休 午前 6 時から午後 10 時まで)
ウェブサイト: www.standbysupport.com.au

Suicide Call Back Service (自殺予防コールバック・サービス)

自殺による影響を受けている方向けに、年中無休 24 時間対応の電話とオンラインによるカウンセリングを無料で提供しています。

電話: 1300 659 467
ウェブサイト: www.suicidecallbackservice.org.au/

Roses in the Ocean (ローズ・イン・ザ・オーシャン)

Peer CARE Companion による電話支援 - 同じく自殺者の遺族である訓練を受けたボランティアと話ができるコールバック・サービスを提供しています。

電話: コールバック・サービス 1800 77 7337
ウェブサイト: <https://rosesintheocean.com.au/>

Lifeline Australia (ライフライン・オーストラリア)

年中無休 24 時間対応の電話による、危機支援を無料で提供しています。

電話: 13 11 14

ウェブサイト: www.lifeline.org.au/

Kids Helpline (キッズ・ヘルプライン)

5 歳から 25 歳までの若者向け、無料・秘密厳守の年中無休 24 時間対応の電話とオンラインによるカウンセリングを提供しています。

電話: 1800 55 1800

ウェブサイト: www.kidshelpline.com.au/

Mensline (メンズライン)

オーストラリア在住の男性向け、電話とオンラインによるカウンセリング・支援を無料で提供しています。

電話: 1300 78 99 78

ウェブサイト: www.mensline.org.au/

First Nations Family Support Service (先住民家族向け支援サービス)

13 YARN

心が押しつぶされるように感じたり、困難への対処が難しいと感じたりしている部族の方向けに、文化的に安全な無料の年中無休 24 時間対応の電話支援を提供しています。

電話: 13 92 76

ウェブサイト: www.13yarn.org.au/

Aboriginal and Torres Strait Islander Family Wellbeing Service (アボリジニ・トレス海峡諸島民の家族向けウェルビーイング・サービス)

アボリジニ・トレス海峡諸島民のご家族向けに、社会的・感情的・身体的・精神的なウェルビーイングを向上するために、無料・秘密厳守の支援を提供しています。また、安全に子育てをし、子供の安全を守るための支援も提供しています。

電話: 1300 117 095

ウェブサイト: www.familywellbeingqld.org.au/

Thirrili (シリリ)

Thirrili 先住民向け自殺後対応サービスは、自殺の影響による心的外傷を経験しているコミュニティやご家族、個人に支援を提供しています。文化的に安全な支援システムは、地元の文化的慣習や慣行を尊重し、悲嘆やいやしのプロセスにおける自己決定を促します。Thirrili では、年中無休 24 時間対応の電話による自殺関連支援サービスを提供しています。

電話: 1800 805 801

ウェブサイト: <https://thirrili.com.au/>

Mob Link (モブ・リンク)

Mob Link は、相談員や看護師、医師、先住民アウトリーチ・ワーカー、ソーシャルワーカーの完全なチームで構成されています。クイーンズランド州の南東部在住のアボリジニ・トレス海峡諸島民を公共医療・福祉サービスにつなげるため、当日中のケアや支援が利用できるように支援を提供しています。

電話: 1800 254 354

年中無休 午前 7 時から午後 8 時まで ウェブサイト: <https://www.iuih.org.au/our-services/mob-link/>

法廷にて

検死官席

検死裁判所補佐官

法廷の進行、死因審問の記録、
証人の宣誓・確約を行う。

証人

死因審問の場で証拠の提示を
するように召喚される

補佐弁護士

死因審問に関して検死官を
補佐する弁護士

弁護士団

その他の当事者の代表弁護士

親族と友人

亡くなった人と親しかった
人たち

報道機関、一般傍聴者

ほとんどの死因審問は一般に
公開され、報道機関や一般の
人々が傍聴できます。